

特定鳥獣保護管理計画の概要

本県では、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びカモシカによる農林業被害等が依然として深刻な状況にあることから、新たに策定する第11次鳥獣保護事業計画の中でこの4獣についての特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）を引き続き策定することとしてしています。

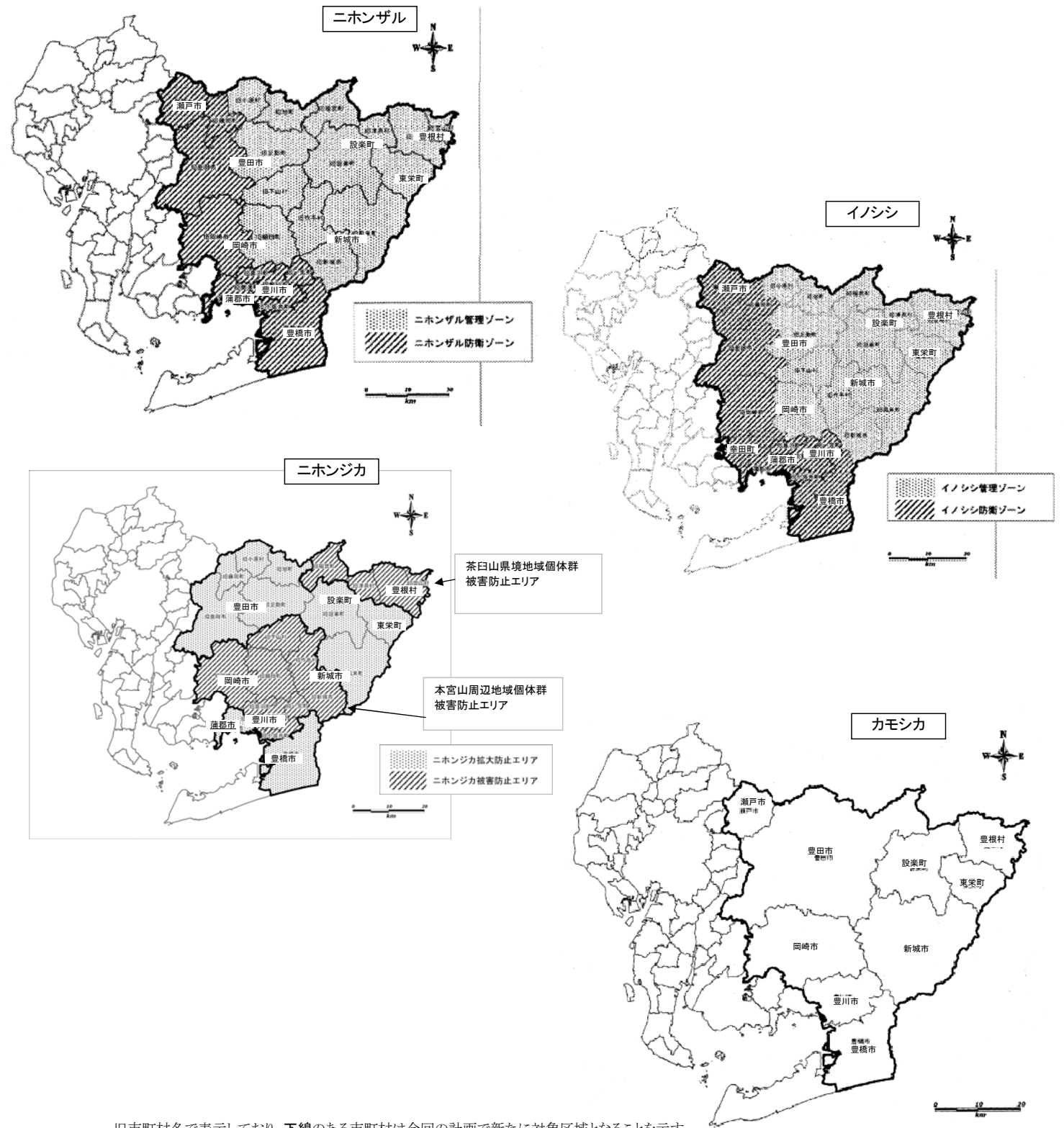
4獣については、特定計画に基づき、科学的知見を踏まえながら、生息環境管理、被害防除対策及び個体数管理の事業を講じることにより、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の防止を図ります。

特定鳥獣保護管理計画の概要

(主な変更部分を太字で表示しています。)

項目	新旧の別	ニホンザル	イノシシ	ニホンジカ	カモシカ
計画期間	次期計画	H24年度～H28年度	H24年度～H28年度	H24年度～H28年度	H24年度～H28年度
	現行計画	H19年度～H23年度	H19年度～H23年度	H19年度～H23年度	H19年度～H23年度
対象区域の考え方	次期計画	群れ等の分布域及び農林業等の被害状況等を踏まえ選定	分布域及び農林業被害の状況等を踏まえ選定	分布域及び農林業被害の状況等を踏まえ選定	分布域を踏まえ選定
	現行計画	同上	同上	同上	同上
対象区域	次期計画	豊川市(旧御津町、旧小坂井町)を加え、西尾市(旧吉良町、旧幡豆町)を除いた10市町村 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	幸田町、豊川市(旧御津町、旧小坂井町)を加え、西尾市(旧吉良町、旧幡豆町)を除いた11市町村 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	蒲郡市及び豊川市(旧御津町、旧小坂井町)、豊田市(旧藤岡町、旧小原村)を加えた9市町村 豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村	豊川市の旧音羽町、旧御津町、旧小坂井町を加えた9市町村 豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村
	現行計画	11市町村(豊川市は一部)	11市町村(豊川市は一部)	8市町村(豊川市、豊田市は一部)	9市町村(豊川市は一部)
対象区域の区域分け	次期計画	防衛ゾーン(分布域の拡大を防ぐ区域) 管理ゾーン(農林業被害等の防止とニホンザルの生息の維持を図る区域)	防衛ゾーン(分布域の拡大を防ぐ区域) 管理ゾーン(農林業被害等の防止とイノシシの生息の維持を図る区域)	拡大防止エリア(分布域及び被害拡大を防ぐ区域) 被害防止エリア(安定的な維持を図りながら農林業被害の防止を徹底する区域)	捕獲区域は旧北設楽郡内に設定する捕獲団地に限定
	現行計画	同上	同上	本宮山周辺と茶臼山周辺の個体群生息地	同上
捕獲目標	次期計画	加害レベルから判断し、加害個体群及び加害個体を中心に捕獲する。	対象区域内の農作物等被害金額の削減を目指して捕獲を実施する。	生息密度超過地域の生息密度は3頭/km ² 、非超過地域は生息密度の維持を図る。	加害個体又はその可能性の高個体を選択して捕獲する。
	現行計画	加害レベルから判断し、加害個体を中心に捕獲する。	頭数のみ	同上	同上
捕獲目標頭数	次期計画	加害個体は200頭程度 加害個体群は検討会において別途検討	捕獲実績や被害状況を考慮し、協議会・検討会で計画数を検討する(約5,000頭程度を目安とする)。	捕獲実績や被害状況を考慮し、協議会・検討会で計画数を検討する(約1,400頭程度を目安とする)。	記載せず
	現行計画	約200頭程度	3,000頭	H19年度800頭、H20～23は必要に応じて見直し	同上
狩猟緩和	次期計画		狩猟期間の終了を3/15までとする1ヶ月延長を検討	狩猟期間の終了を3/15までとする1ヶ月延長を検討 捕獲頭数の緩和(1頭→2頭)	
	現行計画		同上	メスジカの狩猟解禁、捕獲頭数の緩和	
特例休猟区の設定	次期計画		対象区域内では休猟区はイノシシの狩猟が可能な特例休猟区に原則指定	対象区域内では休猟区はシカの狩猟が可能な特例休猟区に原則指定	
	現行計画		同上	同上	
狩猟者の確保	次期計画	狩猟免許試験の年2回開催や狩猟免許更新検査の開催回数を増やすことにより、狩猟者数の増加を図る。また、法人(JA等)による個体数調整については、狩猟免許を有しない者を捕獲に参加することを認め、狩猟者の負担軽減を図る。			
	現行計画	狩猟者の高齢化等に伴い狩猟者数は減少していることから、狩猟免許取得促進のために狩猟免許試験を土日に開催する。			

対象区域



旧市町村名で表示しており、下線のある市町村は今回の計画で新たに対象区域となることを示す。